令和元年度不動産取引法務研究会

2020年1月23日

【弁護士・中央大学大学院法務研究科教授 升田純 先生からのご講演】

- 判例という言葉が、法令上出てくるのは、民事訴訟で言えば、民事訴訟法318条1項で、 上告受理申立ての要件として、最高裁判所等の判例と相反する判断がある事件というの が出てくるが、通常、法曹関係者は、最高裁の判決のことを判例、下級審の判決のこと を裁判例という言葉を使うことが多い。
- 我が国では、判決に先例拘束性はないが、英米法の国では、先例拘束性が認められて おり、極端な話、誤った判決でも先例拘束性があるとされる。
- 裁判官の判決の書き方については、初歩は司法研修所で教えられるが、本格的には仕事をしながら、先輩裁判官から学んでいく。
- 判決の構造の骨格は、最高裁から簡裁まで同じであるが、最初に証拠を摘示して、事実を認定した上、法律上の論点について、解釈し、要件に当てはめるなり、評価するなりして、結論を導き出す、というもの。結論を導く部分が判決理由であり、英米法では厳しく吟味されるが、我が国では、余分なことが書かれている場合もある。これが傍論である。
- 裁判所は、三審制度をとっているが、最高裁への上告提起・上告受理申立ては、ほと んど認められないので、実質的には、二審制度ともいえよう。誤った控訴審判決でもそ のまま確定する。
- 簡裁事案を除き、地裁と高裁でほとんど勝負が決まると言ってよいが、高裁段階では、 和解を含めると、地裁判決が維持されないことが相当ある。
- 地裁と高裁で構造上何が違うかというと、地裁段階では、両当事者が、主張・立証を どんどんやっている段階であるので、その真偽を判断するのが大変な状況にあるが、高 裁段階では、ある程度決着を見ており、主張・立証の全容もうかがうことができ、より 全体を見て判断を行うことができる状況にある。
- 地裁判決で一番重要なことは、法律論を大上段にふりかぶるよりも、きっちり証拠を 選択し、しっかり事実認定を行うことである。事実認定がしっかりしていないと、高裁

段階で、もう一度、事実認定を行わなければならず、負担が大きくなる。

- 判決文については、昔は、旧様式といって、請求原因、認否、抗弁、認否、再抗弁と、 いわゆる要件事実に即して積み上げられた主張を整理して書いていたが、概ね30年くら い前、これでは分かりにくいということで、新様式といって、現在のような争点主義の 判決文になった。
- 争点主義の判決文については、請求権の根拠や、立証責任の構造がはっきりしない場合があるという課題がある。もっとも、判決の最初に、「事案の概要」を書くことに見直されたので、少しは改善された。
- 我が国の判決の公表システムは、あまり進んでいない。最高裁には、判例委員会というものがあり、判示事項の書き方、下線の引き方まで、しっかり検討する。昔は、高裁、 地裁レベルでも、判例委員会があり、積極的に活動していたが、現在では、なかったり、 低調だったりしている。
- 現在では、一般的に見ることができる判決は、様々な法律雑誌等が、いろいろなルートで入手して掲載したものであるが、掲載について、基準があるわけではない。掲載されたからと言って、判決の品質が保証されているわけではない。法律雑誌に掲載される判決文には、下線が引いてあるが、あくまで、掲載した者が引いているのであり、その意義については十二分な注意を要する。
- 法律雑誌上の判決解説については、最高裁の判決は、最高裁の調査官が執筆したものが多いが、他の裁判所の判決は、裁判官0Bとか、弁護士等が書いている。コメントは、中立的な立場で、論点と判断を整理することが基本であるが、偏ったものなどそうでないものも見られるので、十二分な注意を要する。
- 下級審の判決は、拘束力はないが、物の考え方や、当事者の攻め方、守り方等について、非常に参考になる。特定類型の事案の下級審判決を、継続的に読み続けると、その分野の専門家になることができるだろう。
- 裁判で、類似事案の裁判例を証拠として提出することが、それほど重みを持つものではない。ただし、地裁に専門部がある場合、その判決は、一定程度重みを持つ。

【松尾主査からのコメント】

○ 個人的に、アジア諸国への法整備支援を行っているが、その中で、どこの国でも、裁判例をどうやって公開していくのかということが問題になっている。基本的に非公開と

いう国が多いが、その国の裁判の適正や、法律学の発展という観点から、裁判例の公開の重要性がよく話題になる。日本においても、裁判例の公開について、まだ発展途上であることが理解できた。

- 大学の授業では、解釈論が中心になっていて、事実認定は、司法研修所や実務でということになっているが、本来的には、解釈論と事実認定の両方を結びつける法学教育のあり方を考えていく必要があり、特にロースクールの存在意義とも絡んで、事実認定について、しっかり意識していく必要があることを再認識した。
- 学生に対して、新しい判例・裁判例も、古い判例・裁判例も、一律に読んでくるよう に言ったりするが、旧様式、新様式ということで判決の書き方が変わってきていること を踏まえ、そのあたりをもう少し意識して対応していく必要があることを認識した。

【質疑応答】

- 裁判所における裁判官の配置は、どのように決められるのか。また、事件の各裁判官 への割振りは、どのように行われるのでしょうか。
 - → 誰がどこの裁判所にいくというのは、最高裁で決めるが、裁判所で、例えば、民事にいくか刑事にいくか、民事でも何部にいくかは、その裁判所で、各年度の裁判官会議を開催して、決める。

事件の割振りは、各部ごと、各裁判官ごとに、各裁判官に平等に配分されるというのが基本である。民事訴訟では合議事件にするかどうかについては、概ね、担当の裁判官と部総括の裁判官の意向で決まる。

- 裁判で、当事者が主張・立証するに当たっての注意事項は何か。
 - → 訴訟自体がストレスの多い活動であるが、基本的には、何があっても驚かない、腹を立てない、あまり一喜一憂しない、ということが重要である。

訴訟の過程では、毅然とした態度の中で、裁判官とよいコミュニケーションを取る ことが大切である。傲慢でもいけないし、弱気でもいけない。

一審で勝っても、高裁では、全然別の目で見るので、安心はできない。一審の判決 で、論理の組立てがおかしい部分があると、全部をひっくり返す高裁判決が出る場合 もある。勝ち過ぎた判決は高裁で逆転しやすいと言われており、振り子に例えられる こともある。